

## 規制の事後評価書(要旨)

|                      |   |   |
|----------------------|---|---|
| 法律又は政令の名称            | 信用金庫法施行令、信用金庫法施行規則、中小企業協同組合法施行令、中小企業協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令  |   |
| 規制の名称                | 信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等の解禁  |   |
| 担当部局                 | 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室<br>電話番号：03-3506-6210  | e-mail：RIA@fsa.go.jp                            |
| 評価実施時期               | 平成30年5月15日  |   |
| 事前評価時の想定との比較         | 事前評価時、地域金融機関の取引先の国際進出が活発化し、信用金庫等の会員等がアジア諸国など外国に設置した子会社に製造工程の一部や販路の維持・開拓の機能を持たせる等の取り組みが増加しているとしていたところ、経済産業省企業活動基本調査によると、国内の製造業者が保有する海外子会社数は、規制緩和した平成24年度に26,771社であったが、平成27年度には28,935社に増加しているほか、経済産業省海外現地法人四半期調査によると、直近の調査結果である平成29年10月－12月期において、海外現地法人の売上高実績は、調査開始以来の最高額を4四半期連続で更新するなど、規制緩和実施後も日本企業の海外進出は着実に進んでいる状況にある。なお、規制の事前評価時に想定していなかった影響は特段発現していない。  |   |
| 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 | 費用、影響等  | 事前評価時の推計等との比較                                   |
| 遵守費用                 | 事前評価時、本規制緩和に係る遵守費用については、信用金庫等において会員等の外国子会社への資金の貸付け等を行うにあたり当該金庫等が与信先のリスク等を管理するための費用が発生するとしていたところである。当庁がヒアリング等を通じて、本件に関連する主だった費用として信用金庫から確認したところでは、監査法人等とのアドバイザリー契約締結費用、システム構築費用、現地調査費用等といった費目が挙げられるが、これらの費用については、金融機関の規模の大小、海外子会社に対する貸付けの多寡といった要因により、一金融機関あたりの遵守費用を一律に推計することは困難である。<br>なお、当庁がヒアリング等を通じて信用金庫から確認したところでは、貸付けの取扱いが少ない信用金庫では、監査法人等とのアドバイザリー契約を締結せずに信金中金、ジェトロ、国際協力銀行等といった機関の活用を図ったり、システム構築の内製化や、外国子会社のリスク管理を親会社である会員企業を通じたモニタリングにより行うなどの方法により、特段の費用を計上していない信用金庫もある一方で、1千万円以上の費用を計上している信用金庫もあった。<br>1千万円以上の費用を計上している信用金庫の費目を確認したところ、外部への委託費用を数百万計上している事例が認められた。その内訳を見ると、海外貸付けを行うに際しての現地法令の調査・対応やリスク管理の強化を図るための費用で、これらは海外貸出を行う際には通常発生しうる項目と認められ、必ずしも遵守費用に該当するものではない。いずれにせよ、当該信用金庫における年間換算コストは、外国子会社への資金の貸付けによる年間収益が当該コストを大幅に上回っている。 | 過大な遵守費用が発生している状況にはない。                           |
| 行政費用                 | 事前評価時、本規制緩和に係る行政費用については、行政庁(国)において、信用金庫等による会員等の外国子会社への資金の貸付け等業務の健全かつ適切な運営を確保するため、当該与信先が海外に所在することを踏まえた信用金庫等のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の状況について検証を行う費用が発生するとしていたところである。<br>金融機関に対し検証を行う費用については、金融行政上、金融機関に対するモニタリングの一環として、リスク管理態勢等の状況を統合的に把握しているところである。  | 多額の追加費用が発生している状況にはない。                           |
| 効果(定量化)              | 当該規制緩和により、海外への事業展開を行おうとする(会員等である)中小企業等が現地金融機関等から資金の貸付け等を受けることが困難な場合であっても、事業展開上必要な資金を得ることが可能となった。ヒアリング等を通じて信用金庫等から確認したところでは、平成29年3月末時点で、34の信用金庫・信用組合が業務内容方法書の変更を行い、当該金融機関の会員等が有している外国子会社に対し、直接貸付けを行うことが可能となった。   | 事前評価時に想定していた効果とのかい離は認められない。                     |
| 便益(金銭価値化)            | 当該規制緩和により、海外への事業展開を行おうとする会員等が現地金融機関等から資金の貸付け等を受けることが困難な場合であっても、事業展開上必要な資金を得ることが可能となったが、これまでに当庁が把握している限りでは、平成29年3月末時点で、会員等の外国子会社に対して、累計121件92億円の貸付けが実行されている。   | 事前評価時に想定していた効果とのかい離は認められない。                     |
| 副次的な影響及び波及的な影響       | 当該規制緩和による副次的な影響として、外国子会社に直接貸付けが可能となったことにより、これまで親子会社間の貸付け金利については、進出先の税務当局との間で、移転価格税制に対する見解相違が生じるケースがあったが、金融機関からの借入金利を指標とさせることにより、その解決に寄与するといった事例が認められた。  | 事前評価時に意図していなかった負の影響や事前評価時に想定していた影響とのかい離は認められない。 |
| 考察                   | 当該規制緩和による便益は、地域の中小企業等からなる会員等の相互扶助による金融の円滑化を図るという協同組織金融機関の目的に適切であると認められる。<br>また、金融機関側に、当該規制緩和により過大な遵守費用が発生している状況は認められない。<br>よって、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。   |   |
| 備考                   |   |   |